

## 「企業結合に関する会計基準（案）」等に関するコメント

2008年8月20日

経済産業省  
経済産業政策局

平成20年6月30日付けで公表されました「企業結合に関する会計基準（案）」等について、以下のとおりコメントをいたします。

企業結合会計基準（案）（第25項）

個別財務諸表への適用について

連結財務諸表については改訂基準案通りの処理を採用し、個別財務諸表については現行処理を継続する選択肢もあるのではないかと。

（理由）

支配の獲得という事実がその投資の実態あるいは本質を大きく変えるものとの考えから、支配獲得時において、過去に取得した分も含め投資の再評価を行い、時価評価差額については一時に損益計上することは、資産の価額は当該資産の取得原価を基礎とする取得原価主義会計の考えを大きく変えるものである。従来取得原価主義会計から乖離した当該処理は、利害調整機能も有した個別財務諸表にまで適用する必要性はないのではないかと。

支配獲得時に被取得企業を時価をもって測定することは、被取得企業の超過収益力をより適切に反映することにつながると考えられるが、このような超過収益力は、情報提供機能がメインである連結財務諸表において、企業集団の情報として開示されれば十分である。

## 損益処理について

段階取得により支配獲得した株式について、支配獲得時の時価で再評価することは財務情報として一定の意義があると考えられるが、評価差額を一時に損益計上するのではなく、資本直入といった他の処理方法も考えられるのではないか。

### (理由)

支配の獲得という事実がその投資の実態あるいは本質を大きく変えるものとの考えから、支配獲得時において、過去に取得した分も含め投資の再評価を行い、時価評価差額については一時に損益計上することが求められている。しかしながら、当該処理は、資産の価額は当該資産の取得原価を基礎とする取得原価主義会計のもと、従来から、原則として購買取引から損益は生じないと考えられてきた考えを大きく変えるものである。

一気に支配獲得に至った場合に比べ、段階的に取得した結果支配獲得に至った場合は、企業にとっては投資が継続されていると考える方が自然でもあり、必ずしも支配獲得した時点で投資精算したと見なすことが経営実態と整合しているとは限らない。

収益の実現性という観点からは、例えば、「その他有価証券」の処理においては、企業の財務活動の実態を適切に財務諸表に反映させるため、時価評価が求められているものの、直ちに売買・換金を行うことには制約があるとして、評価差額を直ちに当期の損益として処理することは適切でないとされている(金融商品に関する会計基準 第77項)。同じような観点から、段階取得により支配獲得した時点で投資精算したとみなすものの、実際に精算されたわけでもなく、また、子会社株式については通常直ちに売却を予定しているものでもないため、実現可能性の低い損益を支配獲得時に損益計上することは、適切でないとも考えられる。

以上